



共同実施だより



* 諸手当 & 組合員・被扶養者現況表の確認をお願いします *

いよいよ夏ですね。市内で一斉に行われる諸手当と公立学校共済組合員・被扶養者現況表の確認の時期がやってきました。

校長認定の扶養手当・通勤手当・住居手当の三手当については、規則等により支給要件の具備、支給額の確認を随時行うことになっています。また、職員の方々には、届出内容に変更があった場合は速やかに届け出なければならないという義務があります。

過年度に及び手当の追給・返納などの事態が起きてしまわないよう、確実な確認をお願いしますね。給料明細も毎月確認しましょう。

特に注意していただきたい点はこちら！！

★扶養手当関係★

◎確認のための証明書類が必要ですよ！！

在学証明書、勤務先の給与証明書、住民票のある市町村長の発行する所得証明書など、確認のために添付すべき書類があります。関係機関等がお休みになる前に、下宿しているお子様が帰省される前に、必要書類の取得をお願いします。

◎被扶養者の収入において賞与(ボーナス)は支給されていますか？

賞与は、年収(所得)推計額に含めてください。月々の収入に変動がある場合は、3ヵ月の平均収入額が限度額(130万円)の1/12(108,333円)未満であることが認定の要件です。賞与が支給された場合はその1/12の額を、支給された月以降の12ヵ月に均等に割振り、毎月の収入に加算します。

◎被扶養者がパート・アルバイトを新たに始めた、増やした、変えた等変更はありませんか？

変更があってまだ報告していない場合は、速やかに事務職員へ！！

親の知らない間に大学生のお子さんがアルバイトをしている場合もあります。お子さんにも収入の限度額の話をしておいてくださいね。

◎遺族年金、障害者年金等の申告漏れ、収入額の変更はありませんか？

非課税扱いのため、市町村発行の所得証明書には記載されませんが、扶養手当においては所得の対象になりますので注意が必要です。また、年金額の改定や65歳高齢基礎年金受給開始により収入額に変更が生じた場合は、速やかに事務職員へ！！

★住居手当関係★

◎借家の契約は自動更新ですか？

自動更新されたことを確認する必要があります。契約を更新したときには、更新時の領収書の写しを提出してください。

★通勤手当関係★

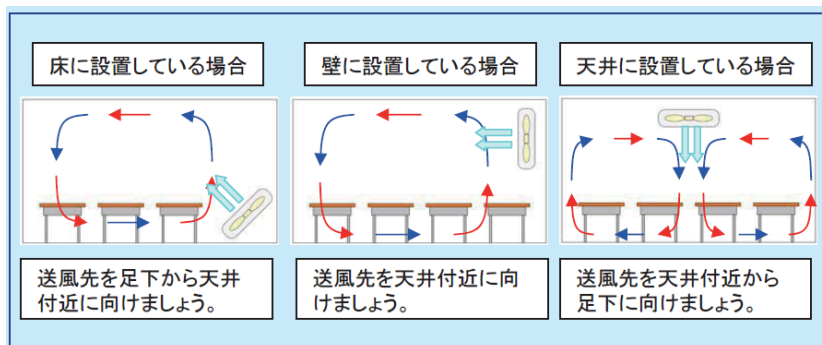
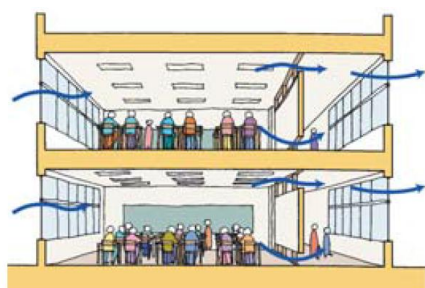
◎通勤経路・通勤方法に変更はありませんか？



* 節電にご協力ください *

昨年に引続き電力需要のひっ迫が見込まれます。私たちが
ができることに積極的に取り組み、節電を心がけましょう。
ぜひ、子どもたちと一緒に取組んでみてくださいね。

- ①通風で涼をとみましょう。 ②扇風機を有効に使いましょう。



- ③必要な箇所だけを必要なときだけ点灯しましょう。

- ④クールビス・ウォームビスに取組み、体感温度を調整しましょう。

着衣が1枚違うことで2℃程度違います。

- ⑤冷房の風向きは上向きに、温度は28℃を目途に設定しましょう。

夏の冷房時の温度設定を1℃高くするとエアコンの消費電力は約13%の削減になります。

- ⑥運転にかかる消費エネルギーの大きいエアコンや体育館は連続して使用しましょう。

体育館の照明は普通教室の約20倍の電力を消費しています。

- ⑦水の流し放し、出し過ぎなどに注意しましょう。

水道利用も給水したり処理したりするためにエネルギーが必要です。

* 休暇の取得時間は休憩時間を除きます *

夏季休業中はリフレッシュのチャンスですよ！休暇をぜひ有効に活用してくださいね。

なお、休暇の取得時間は休憩時間を除いた時間となるので、時間単位で取得する場合は御注意ください。

取得例

◎休憩時間 12:15～13:00(45分)

◎申請期間 12:00～16:45(4時間45分) の場合

取得時間は 4時間45分÷5時間 ではなく、
休憩時間45分を除いて、
4時間45分-45分=4時間 となります。



* 8月の文書便は火・金のみです *

8月の文書便の運行は火曜日と金曜日のみです。提出期限が8月中の文書等は、期限に遅れないよう送達日に注意しましょう。